

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-3
許認可等の種類	特定区画漁業権(継続又は新規)及び共同漁業権の共有請求の認可			
根拠法令条例等・条項	漁業法第14条第4項、第7項、第10項			
許認可等の概要	特定区画漁業権の免許を受けている漁協もしくは漁連、又は共同漁業権の免許を受けている漁協又は漁連に対し、別の漁協又は漁連がその漁業権を共有にせよと請求する際に、事前に必要となる知事の認可。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)  【参考】漁業法第14条 定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。 一 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。 二 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて、どんな名目によるのであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。 ○昭和37年1月8日付36-410水産庁漁政部長「漁業権の共有について」			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
期間の制定根拠	—			